

# 公立大学法人下関市立大学固定資産貸付規程

平成19年4月1日

規程第47号

改正 平成19年6月11日規程第98号  
平成22年12月16日規程第28号  
平成23年10月3日規程第21号  
平成24年12月28日規程第22号  
平成29年1月20日規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人下関市立大学固定資産管理規程第12条の規定に基づき、公立大学法人下関市立大学（以下「法人」という。）における固定資産の貸付け及びその手続きに関し必要な事項を定め、適正かつ効率的に実施することを目的とする。

(貸付けできる固定資産の範囲)

第2条 固定資産は、次の各号に掲げるものに限り貸し付けることができるものとする。

- (1) A講義棟・B講義棟
- (2) 厚生会館
- (3) 体育施設（グラウンド、体育館及び人工芝テニスコート）
- (4) 本館Ⅰ棟・本館Ⅱ棟
- (5) その他理事長が特に必要と認めるもの

(貸付けを認める範囲)

第3条 理事長は、前条の固定資産を法人の業務に支障がない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、法人の役員及び教職員並びに法人の設置する大学（以下「本学」という。）に在籍する学生（以下「学生等」という。）以外の者に貸し付けることができる。

- (1) 学生等の福利厚生のため設置された団体が、その事務所若しくは事業所又は事業の用に供するとき。
- (2) 運輸、水道、電気、通信又はガス供給事業その他の公益事業の用に供するため、やむを得ないと認められるとき。
- (3) 国又は地方公共団体その他公共団体が公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき。
- (4) 市内の公共的な団体が、公共の利益の用に供するとき。
- (5) 本学の後援会又は同窓会が使用するとき。
- (6) 次のいずれかに該当するとき。

ア 法人の役員又は教職員が所属する学会、研究会、研修会及び講演会等の会場として使用するとき。

イ 本学に在籍する学生が所属する外部の学生団体の競技会、発表会等の会場として使用するとき。

ウ 入学試験、資格試験及び検定試験の会場として使用するとき。

エ 本学周辺地域（山の田中学校の通学地域をいう。）の住民で構成される団体が社会教育、スポーツ等の振興を目的として使用するとき。

(7) その他理事長が特に必要と認めるとき。

2 前項第6号に該当する貸付けについては、短期貸付（貸し付ける期間が1月未満の貸付をいう。以下同じ。）のみ、これを認めるものとする。

（貸付けの禁止）

第4条 理事長は、使用の目的が次の各号のいずれかに該当するおそれがあると認められるときは、固定資産の貸付けを許可しないものとする。

(1) 政治的活動

(2) 宗教的活動

(3) 前2号に掲げるもののほか、学内で行うことが適当ではない活動

（貸付期間）

第5条 貸付期間は、1年以内とする。ただし、必要に応じてこれを更新することができる。

2 短期貸付における貸付時間は、9時から21時までとする。ただし、法人の業務に支障のない場合に限り、9時以前又は21時以後に連続して使用することができるものとする。

（貸付手続き）

第6条 固定資産の貸付け（短期貸付を除く。）を受けようとする者は、公立大学法人下関市立大学固定資産貸付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を、固定資産の短期貸付を受けようとする者は、公立大学法人下関市立大学固定資産短期貸付申請書（様式第2号。以下「短期申請書」という。）を、使用開始予定日の30日前までに理事長に提出し、許可を受けなければならない。

2 理事長は、前項の申請が適当であると認めた場合は、短期貸付以外の貸付けにおいては公立大学法人下関市立大学固定資産貸付許可書（様式第3号。以下「許可書」という。）を、短期貸付においては公立大学法人下関市立大学固定資産短期貸付許可書（様式第4号。以下「短期許可書」という。）を交付するものとする。

3 理事長は、貸付けの許可にあたり必要な条件を付す場合は、この条件を許可書又は短期許可書に記載するものとする。

（使用料）

第7条 貸付けにあたっては、貸付けの許可を受けた者（以下「使用者」という。）から固定資産使用料（以下「使用料」という。）を徴収する。

2 使用料の額は、公立大学法人下関市立大学使用料及び手数料徴収規程（平成19

年規程第54号)に定める額とする。

(使用料の納付)

第8条 使用者は、前条に定める使用料を、法人が指定する期日までに納付しなければならない。ただし、使用料が減免された場合は、減免された後の額を納付するものとする。

2 既納の使用料は、還付しない。ただし、理事長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(許可の取消)

第9条 理事長は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可を変更し、又は取り消すことができる。

(1) 法人の業務に支障が生じると認められるとき。

(2) 災害その他不可抗力による事由により使用させることができなくなったとき、又は使用させることが不相当と認められるとき。

(3) 貸付許可の条件に違反したとき。

(4) 申請書、短期申請書の記載事項が事実と反するとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、公益を害し、又は秩序を乱すおそれが生じると認められるとき。

2 前項の規定により使用者が損害を受けることがあっても、法人はその責めを負わない。

(管理義務)

第10条 使用者は、常に善良な管理者の注意をもって貸付けを受けた固定資産(以下「使用物件」という。)を維持管理しなければならない。

2 使用者は、貸付許可の権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復)

第11条 使用者は、貸付期間が満了したとき、又は許可が取り消されたときは、法人が指定する期日までに原状回復のうえ、使用物件を返還しなければならない。

2 原状回復に要する費用は、使用者が負担するものとする。

(賠償責任)

第12条 使用者は、その責めに帰すべき事由により、本学の施設、設備及び備品を毀損又は滅失したときは、理事長の指示に従い、速やかにこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、この規程を実施するために必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成 19 年 6 月 11 日規程第 98 号）

この規程は、平成 19 年 6 月 11 日から施行する。

附 則（平成 22 年 12 月 16 日規程第 28 号）

この規程は、平成 22 年 12 月 16 日から施行する。

附 則（平成 23 年 10 月 3 日規程第 21 号）

この規程は、平成 23 年 10 月 31 日から施行する。

附 則（平成 24 年 12 月 28 日規程第 22 号）

この規程は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 1 月 20 日規程第 1 号）

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

公立大学法人下関市立大学固定資産貸付申請書

年 月 日

公立大学法人下関市立大学理事長 様

（申請者）住 所

氏 名

⑩

（団体等の場合は、所在地・団体名・代表者名）

電話番号

下記のとおり、公立大学法人下関市立大学の固定資産の貸付を申請します。

記

1. 所在地

2. 物 件

3. 使用目的

4. 希望使用期間

年 月 日から

年 月 日まで

5. 添付書類

様式第2号（第6条関係）

公立大学法人下関市立大学固定資産短期貸付申請書

年 月 日

公立大学法人下関市立大学理事長 様

（申請者）住 所

氏 名

㊞

（団体等の場合は、所在地・団体名・代表者名）

電話番号

下記のとおり、公立大学法人下関市立大学の固定資産の短期貸付を申請します。

使用施設名	
使用目的	
使用日時	年 月 日（ ） 時から 時まで
	年 月 日（ ） 時から 時まで
使用予定人員	名 (駐車予定台数 台)
入場料・会費等	入場料・会費等徴収の有無 有・無
備考 (使用希望設備等)	

様式第3号（第6条関係）

公立大学法人下関市立大学固定資産貸付許可書

下市大 許第 号  
年 月 日

様

公立大学法人下関市立大学  
理事長

年 月 日付けで申請のあった固定資産の貸付について、下記条件により許可いたします。

記

1. 所在地

2. 物件

3. 使用目的

4. 使用期間 年 月 日から  
年 月 日まで

5. 使用料

6. 貸付条件

様式第4号（第6条関係）

公立大学法人下関市立大学固定資産短期貸付許可書

下市大 許第 号  
年 月 日

様

公立大学法人下関市立大学  
理事長

年 月 日付けで申請のあった固定資産の短期貸付について、下記条件により許可いたします。

貸付施設	
使用目的	
貸付日時	年 月 日 ( ) 時から 時まで
	年 月 日 ( ) 時から 時まで
使用人員	名 (駐車許可台数 台)
使用料等	
貸付条件	